

令和7年（ワ）第36723号 損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟 外9名

被告 示現舎合同会社 外2名

原告ら準備書面3

(被告準備書面(3)への反論)

2026年9月24日

東京地方裁判所民事31部乙合D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭 一



同

中井 雅 人



本書面において、原告らは、令和8年6月3日付被告示現舎合同会社（以下「被告示現舎」という。）及び被告宮部龍彦（以下「被告宮部」という。）準備書面(3)（差別のおそれと現実の排除の不均衡）（以下「被告宮部ら準備書面(3)」という。）に対し、必要な限度で認否・反論を行う（同書面第1は書面の趣旨について述べているので、第2以降について反論する）。

1 被告官部ら準備書面（2）第2について

（1）被告官部らの主張

被告らは、個人原告に損害が生じていることを否定し、「前訴判決の抽象的なおそれ論を、本件でさらに広い差止めや損害賠償に拡張することは許されない」と主張するが、全てについて否認ないし争う。

（2）生命身体に対する権利利益の保護の必要性から生じた「人格権」について

ア 尊厳をもって生きるための前提条件

「平穏に生活する権利」が人格権として保護されるのは、生命身体がたとえ現実には侵害されていない段階であったとしても、生命身体に対する危険や不安に怯えることなく、平穏に日常生活を送ることが、人が尊厳をもって生活するための前提条件となっているからである。

生命身体が人の生存の前提となるものであり、それはいったん損なわれたら回復することができないのだから、その侵害を回避するためには、生命身体に対する侵害の結果が発生する時点において、すでに権利利益の侵害が発生していると判断されなければならない。

イ 憲法上の根拠

日本国憲法11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と定め、各個人が、生まれながらにして奪われることのない基本的人権を共有することを謳った。また、憲法13条は「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めて、基本的人権の根底に、「生命、自由及び幸福追求権」が存することを確認する。

そして、憲法上に根拠を有するこれらの権利の内実は、これまでの裁判例や判例により具体化され、身体的側面、精神的側面双方に係る人格的利益を包括的に保護

する権利として、承認されてきた。

ウ 判例の蓄積

人格権の形成過程においてリーディングケースとされるのが、いわゆる「宴のあと」事件（東京地判昭和39年9月28日）である。この判決は、憲法13条の「個人の尊厳」の理念を背景として、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」、すなわちプライバシー権を明確に認めた。判決は、公開された事実が私生活上の事項であり、通常人の感受性を基準として公開を欲しない事項であることなどを要件として不法行為の成立を認め、人格権の一内容としてプライバシー権を位置付けた。

さらに、京都府学連事件（最大判昭和44年12月24日）は、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有する」と判示し、この自由は憲法13条の趣旨に由来するとした。この判決は「肖像権」という名称こそ用いなかったものの、人格的利益として肖像に関する自由を憲法上保護したものと理解されており、人格権の憲法上の根拠を最高裁が初めて明示したものと理解されている。

また、北方ジャーナル事件（最大判昭和61年6月11日）は、人格権としての名誉権に基づき、損害賠償だけでなく、侵害行為の排除や将来の侵害予防として差止請求を認めた。その理由として、「名誉は生命・身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は物権の場合と同様に排他性を有する」と判示した。

このように、人格権は憲法11条及び13条の総合的解釈から導かれる包括的権利であり、「個人の尊厳」を具体的な権利として実効化する機能を果たし、その意義は、生命・身体・名誉・プライバシー・肖像・個人情報など多様な人格的利益を統一的に保護する点にあるが、その実際上のメリットとしては、人格権侵害に対する差止請求を可能にすることで、将来おこりうる権利侵害を防止するために事後的な損害賠償にとどまらない実効的な権利救済を実現した点にある。また、人格権は表

現の自由その他の憲法上の権利との利益衡量の基準としても機能し、現代憲法における個人の尊厳を支える基本原理として重要な位置を占めることとなる。

戦前及び戦後直後の不法行為法は、「権利侵害が現実には発生した後に損害賠償で救済する」という発想が中心だったが、そもそも、人格的利益は、一度侵害されてしまえば金銭賠償では回復できないという特徴を有している。上記判例で問題になった事例でいえば、名誉を毀損する内容の記事が一度公表されれば、その社会的評価を回復させるのは困難であり、私生活が一度公開されれば、秘密性は永久に失われてしまう。よって、人格権については、事後的救済だけでは不十分であり、侵害が現実化する前に差止めを求めるなど何らかの法的利益を守るための行動をおこすことができないなければならない。

つまり、人格権侵害というのは、そもそも、危険の現実化を未然に防止するために導き出されたものであり、その侵害について論じる際に、いまだ「具体的な侵害が生じていない」とすること自体誤りである。

(3) 前訴判決について

上記の考え方は、前訴判決が「差別されない権利（人格的利益）」について判示している部分にも明らかに示されている。

同判決は、「人格権に基づく法的救済」として「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである」とした（22頁）。

また、「①…明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ」、「②本件地域の出

身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ」、「③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの半面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向になること」などの事実を摘示した上で、「本件地域の出身者等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的利益を侵害するものである」（24頁）として、個別の原告について、記事掲載によって不当な扱い（差別）を受けたことが立証されていないとしても、情報の公表によって、権利利益の侵害が発生しているとの判断を示したのである。

つまり、前訴判決は、①問題となっている権利の性質、②ひとたび侵害されたときの損害の大きさ、③現代的な権利侵害の態様などの点を考慮すれば、「不当な扱いに対する不安感」や「不当な扱いのおそれ」に怯えて日常生活を送ることは、平穏な生活を送る人格権の侵害にあたるとし、この判断を最高裁も支持したのである。

（2）で述べたような人格権の性質からすれば、このような裁判所の判断は当然の帰結である。実際に不当な扱いを受ける（個別・具体的損害）に至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになれば、その平穏な生活の侵害自体を損害ととらえ、権利侵害がすでに発生しているとみるということである。

2 被告宮部ら準備書面（3）第3について

(1) 被告らの主張について

被告らは、乙4ないし乙A38を提出し、川崎市長選挙に立候補した被告官部に対して、報道上別異の扱いをした新聞があること、被告官部を批判する運動や記事が存在することを指摘して、前訴判決が被告官部を「通常の扱いから外す理由として用いられている」と主張するが、前段の事実関係については概ね認めるが、その余については否認ないし争う。

そもそも、被告官部の言動に対する評価やそれに対する原告ら以外の第三者の対応は、本件とは無関係である。

(2) 被告官部に対する社会的評価について

被告官部が、前訴や本件で問題になっているように、被差別部落を特定し晒すことに執着し、差別を拡散する記事の掲載を執拗に続け、また、全国各地の被差別部落を訪れ、特定した上で、地域の住宅、店舗、墓、神社、施設などを記事・写真、動画で、インターネット上に公開し続けるなど、原告らに関連するだけでも裁判所から「違法」と判断されるような行為を繰り返していることに対して、社会内で相応の評価がなされているというだけのことである。

3 同書面第4について

(1) 被告官部らの主張

被告官部らは、原告に対する差別被害が現実化していない一方、前訴判決によって、被告官部が不利益な取扱いを受けており、「不均衡」が生じている旨主張するが、主張自体失当である。

(2) 「不均衡」など生じていないこと

差別のおそれや不安感こそが法的保護に値する権利・利益であるというのが、前訴判決の基本にある考え方であり、その差別のおそれや不安感を原告らに与え続けてい

るのが被告宮部らの行為である。

他方、本件で、原告による差止請求及び損害賠償請求が認められるか否かを判断する際に、被告宮部らにどのような影響が波及するかを検討する必要はない。

そもそも、「不均衡」とは同様の取扱いがなされるべき者の間で、不合理に別異取扱いがなされた際に問題になりうるのであって、原告らに生じている被害と被告宮部が現実におかれている状況との間に「不均衡」が生じうる土台が存在しない。

4 同書面第5について

否認ないし争う。

以上